

# 重要課題専門調査会の設置等 について

# 1. 新たな専門調査会を設置する背景

○第4期科学技術基本計画で示された課題解決型の取組の強化を踏まえ、科学技術イノベーション総合戦略で示す重要な課題を確実に実行するため、新たな取組として

- ①平成26年度アクションプラン対象施策の特定過程で各府省を一堂に参集したヒアリングを行い、施策の目標達成を効率的・効果的に進めるための連携を促し、プログラム化(いわゆる大括り化)を実施。
- ②特定に際し、各施策の成果検証が可能となる各年度毎の達成目標等を記載した詳細工程表を作成。

○これにより施策連携や目標が設定されたものの、課題の達成に向けた具体的な連携方法や進め方等の懸案も残る状況(特定における特記事項の内容)。

○平成26年度当初からの実施を実効性のあるものにするため、引き続き連携を進化させ、課題解決に資する体制を構築する必要あり。

科学技術イノベーション総合戦略(H25.6)

H26科学技術重要施策アクションプラン(H25.7)

## H26アクションプランでの新たな取組

### ○施策の大括り化の促進

関係府省を集めたヒアリングを実施し、施策群の責任府省の特定、施策関係府省間の連携方策の助言等を実施



総合科学技術会議有識者議員等によるヒアリング模様

### ○詳細工程表の作成

年間のPDCAサイクルを着実に実行するため成果の検証が可能となる達成目標等を明示

主な取組	自然災害に対する強靱なインフラの実現				連携先(インフラ) *関係府省、アカリ、UIC (関係府省以外)
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
災害発生時の被害軽減・迅速な復旧・復興	国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構 国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構	国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構	国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構	国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構	国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構
投資対応のポータル情報提供					国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構
災害発生時迅速な被害軽減・迅速な復旧・復興					国土交通省・国土院 国土交通省・港務局 国土交通省・港湾局 国土交通省・鉄道局 国土交通省・航空局 国土交通省・農林水産省 国土交通省・農研機構

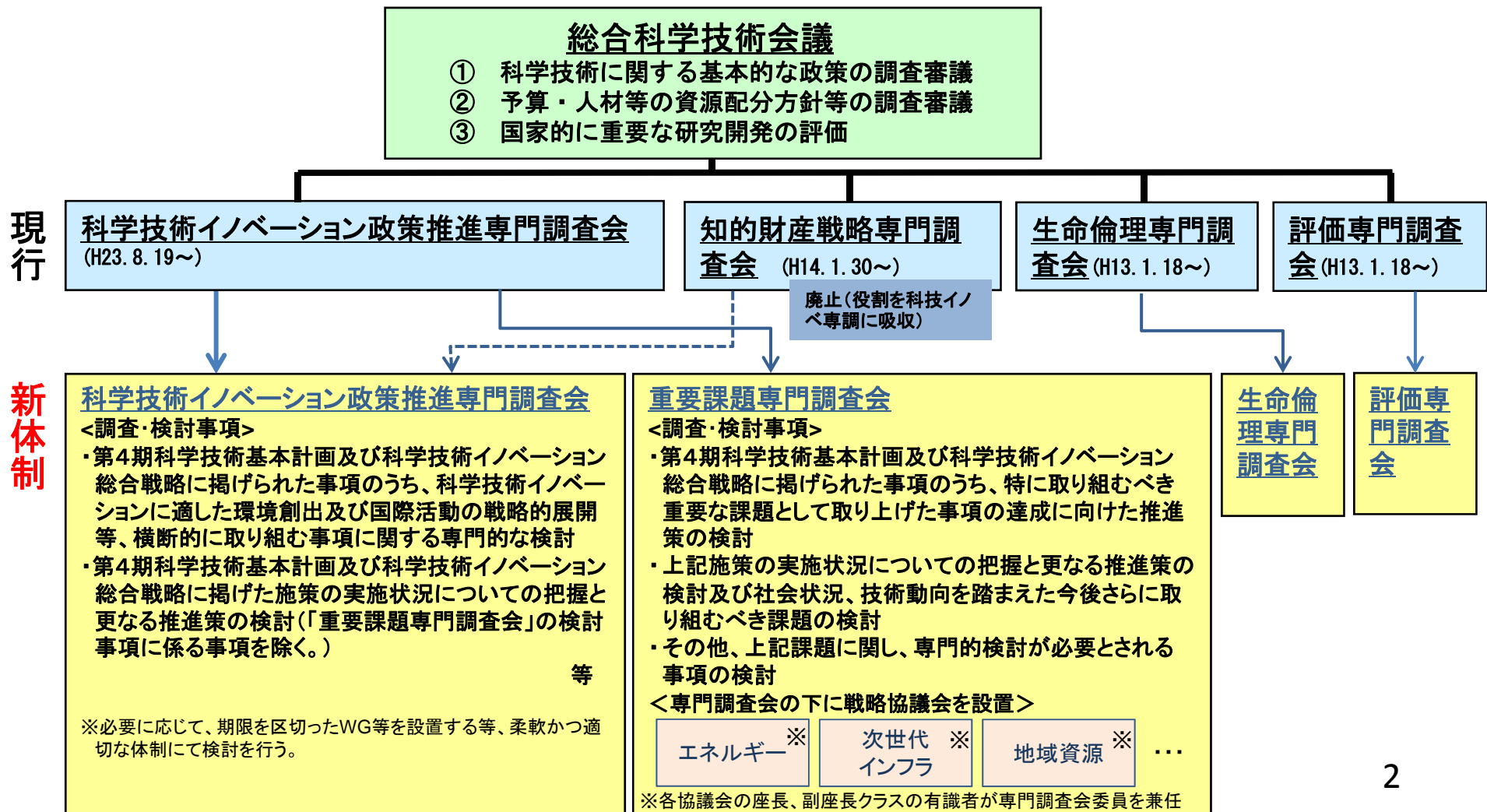
## 新たな専門調査会の設置

H26年度当初からの実施を実効性のあるものにするため、引き続き連携を進化させ、課題解決に資する体制を構築する必要



## 2. 専門調査会の再編 全体像

- アクションプランの進化点・改善点を踏まえた重要な課題の迅速な達成を図るため、当該課題に関する高い専門的知見を有する専門家により調査・検討を行う体制として専門調査会を新たに設置。
- 科学技術イノベーション政策推進調査会は、イノベーションに適した環境を創出するための中長期的な取組や、分野に共通する事項(国際関係活動等)等に議論を集中。



### 3. 専門調査会の具体的検討事項

#### 科学技術イノベーション政策推進専門調査会

4期基本計画及び総合戦略に掲げる科学技術イノベーションに適した環境創出及び国際活動の戦略的展開等、横断的に取り組む事項に関する専門的な検討を行い、結果を総合科学技術会議に意見具申する。

1. 4期レビューの検討(基本理念、イノベ環境創出、横断的事項)
  - ・4期における課題抽出、5期に向けた方向性を検討
2. 総合戦略を踏まえた科学技術イノベーション環境創出のあり方の検討
  - ・重点施策の推進のあり方(全体像を俯瞰した取組検討、課題抽出、改善提案の検討)
3. その他事項(国際戦略等の横断的事項)についての検討



本会議への意見具申

- ・重点施策の推進のあり方(4月)
- ・4期レビュー結果について(6月)

## 重要課題専門調査会

4期基本計画及び総合戦略に掲げる重要な課題の達成に向けて以下に関する検討を行い、結果を総合科学技術会議に意見具申する。

### 1. アクションプラン(AP)対象施策の推進

- ・各省を参集した議論等による、AP対象施策のプログラム化の一層の強化に関する検討(連携方策、進捗管理など)

### 2. 今後のAPの対象に関する検討

- ・上記AP推進状況や社会状況、技術動向を踏まえた、今後APとして取り組むべき課題、研究開発の方向性等の検討

#### 本会議への報告・意見具申

○10月～3月

- ・AP対象施策の推進状況(報告)  
(デモンストレーション等のプレゼンテーション含む)

○4月～5月

- ・今後APとして取り組むべき課題等の意見具申

## 重要課題専門調査会の設置等について

平成25年9月13日  
総合科学技術会議

- 1 総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に重要課題専門調査会を設置する。

重要課題専門調査会は、第4期科学技術基本計画で示された課題達成型の政策を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた当面特に取り組むべき重要な課題並びに今後さらに取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術会議に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

### 1. 検討事項

- 第4期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた事項のうち、特に取り組むべき重要な課題として取り上げた事項の達成に向けた推進策の検討
- 上記施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討及び社会状況、技術動向を踏まえた今後さらに取り組むべき課題の検討
- その他、上記課題に関し、専門的検討が必要とされる事項の検討

### 2. その他

1. の検討に当たっては、必要に応じて「科学技術イノベーション政策推進専門調査会」と連携する。

(参考2)

○総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。